

マキアヴェッリの国家論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2019-01-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 下條, 慎一 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/926

武蔵野大学法学会編『武蔵野法学』第九号（二〇一八年十月）抜刷

マキアヴェッリの国家論

下
條
慎
一

マキアヴェッリの国家論

下
條
慎
一

はじめに

- 一 君主国の種類と征服手段
- 二 世襲の君主国
- 三 混成型の君主国
- 四 アレクサンドロス大王が征服したダレイオス三世のペルシア帝国において、大王の死後も後継者への謀反がおきなかった理由
- 五 征服以前に自分たちの法律によってくらしてきた都市か国家をおさめる方法
- 六 自己の武力や力量によって手にいれた新君主国
- 七 他者の武力や運によって手にいれた新君主国
- 八 悪辣な行為によって君主の地位をつかんだひとびと
- 九 市民型の君主国

- 一〇 君主国の戦力をおしはかる方法
 - 一一 教会君主国
 - 一二 傭兵軍
 - 一三 外国支援軍・混成軍・自国軍
 - 一四 軍備にかんする君主の責務
 - 一五 君主の毀誉褒貶
 - 一六 鷹揚さと吝嗇
 - 一七 冷酷さとあわれみぶかさ／おそれられることと愛されること
 - 一八 君主はどのように信義をまもるべきか
 - 一九 君主が輕蔑・憎惡されるのを回避する方法
 - 二〇 城塞は有益か有害か
 - 二一 君主が衆望をあつめる方法
 - 二二 君主が側近にえらぶ秘書官
 - 二三 追従者をさける方法
 - 二四 イタリアの君主が領土をうしなつた理由
 - 二五 運命は人間の行動にどれほどの力をもつか／運命にたいしてどのように抵抗したらよいか
 - 二六 イタリアを手中におさめて外敵から解放することの奨励
- おわりに

はじめに

中世末期のイタリアは多数の国家に分裂していた。南部にはシチリア王国とナポリ王国が、北部にはヴェネツィア・フィレンツェ・ジェノヴァ・ミラノなどの都市国家が、それぞれ存在し、中部にローマ教皇領があった。一四九四年にフランスがイタリアに侵入すると、神聖ローマ皇帝がこれに対抗して、イタリア戦争が勃発した。この戦争はイタリアの小国家やローマ教皇をまきこんで、一五五九年までつづいた。

一四世紀から一六世紀の西ヨーロッパでは、人間性の自由・解放を希求する文化運動（ルネサンス）があらわれた。中世盛期の文化はカトリック教会の権威に拘束されていたけれども、ルネサンスは現世におけるたのしみや理性・感情の活動を重視した。その支柱となったのがヒューマニズムである。それはギリシア・ローマの古典文化の研究をとおして人間らしいいきかたを追求するものであった。ニッコロ・マキアヴェッリは『君主論』のなかで政治を宗教・道徳と峻別する近代的な政治観をしめした。

近世のヨーロッパでは、カトリック教会の普遍的権威が動揺し、戦争がくりかえされた。各国は常備軍と、軍事費を調達するための徴税機構を中心とする官僚制を整備した。また、自国の支配領域を明確な国境でかい、国内秩序を維持強化して、対外的には主権者としての君主のみが国家を代表する主権国家を形成した。この時期に、フランスやイギリスでは絶対王政が成立した。三十年戦争が終結した一六四八年にヨーロッパ各国はウエストファリア条約を締結し、主権国家体制とよばれる国際秩序が確立した。

マキアヴェッリは一四六九年、フィレンツェにうまれた。一四九四年にイタリア戦争が勃発すると、フィレンツェを支配していたメディチ家は追放される。一四九五年、修道士ジローラモ・サヴォナローラが同国で厳格な神権政治を開始した。かれは腐敗したカトリック教会とたたかい、ローマ教皇によって一四九八年に火刑

に処された。⁽¹⁾同年、マキアヴェッリはフィレンツェ政府の第二書記局長に選任された。⁽²⁾第一書記局は外交・書簡を、第二書記局は内政・軍事を、それぞれ担当していたけれども、その職分は交錯し、⁽³⁾マキアヴェッリは外交にもたずさわった。一五二二年、メディチ家がフィレンツェに復帰したあと、マキアヴェッリは失職し投獄され、郊外に追放された。一五二三年に『君主論』を執筆し、メディチ家に献呈しようとした——実際に献呈することができたかどうかは不明である——⁽⁴⁾。一五二七年に死去した。本稿は主として『君主論』に依拠して、マキアヴェッリの国家論の特質を究明するものである。

一 君主国の種類と征服手段

国家には共和国と君主国がある。⁽⁵⁾君主国には、統治者の血筋をひく一族が君位をうけついで世襲君主国と、あらたにできた君主国がある。⁽⁶⁾あらたにできた君主国には、全面的にあたらしい国家と、新君主がもとの世襲の自国にあらたに手足をつけたような併合した国家がある。⁽⁷⁾あたらしい国家を獲得するには、他者の武力によるときと自己の武力によるときがある。また「運 (fortuna)」によるばあいと「力量 (virtù)」によるばあいがある。

二 世襲の君主国

君主の血統になじんできた世襲国家のほうが、あらたにうまれた国家よりも保持しやすい。⁽⁸⁾前者においては、父祖からうけついで慣習をおろそかにしなければいだけだからである。

三 混成型の君主国

全面的にあたらしいのではなくて、手足の部分だけがあたらしい、新旧の領土をあわせて混成型とでも呼称しうる国家は、世襲の君主国よりもおおくの難題をかかえる⁽⁹⁾。民衆が以前よりよくなると信じて、すすんで為政者をかえたり、武器を手にして為政者にたちむかつてくるからである⁽¹⁰⁾。また、あらたに君主におさまろうとするひとは征服時の加害行為等によって住民の心を傷つけるからである⁽¹¹⁾。

四 アレクサンドロス大王が征服したダレイオス三世のペルシア帝国において、

大王の死後も後継者への謀反がおきなかった理由

君主国には二種類の統治様式が存在する⁽¹²⁾。第一は一人の君主がいて、そのほかはすべてかれの公僕からなるものである。第二は、一人の君主と封建諸侯からなるものである。後者は前者のひきたてとは無関係で、それぞれ昔からの血縁によつてその地位を保持し、各自の領地と家臣団をもち、家臣はかれを領主とあおいで自然な愛情をよせている。第二の統治様式では、こうした封建諸侯によつて国家をうばわれる可能性がたかいかい⁽¹³⁾ども、ダレイオス三世のペルシア帝国は第一の統治様式を採用していた。

マキアヴェッリがここで問題としているのは、混成型の君主国のうち、あらたな領土が君主国であるばあい⁽¹⁴⁾である。あらたな領土が共和政の都市か国家であるばあいについては、つぎのとおり論述している⁽¹⁵⁾。

五 征服以前に自分たちの法律によってくらしてきた都市か国家をおさめる方法

征服以前に自分たちの法律によって自由にくらすことになんできたところを保持する方策は三つある。⁽¹⁶⁾ 第一は、そこを滅亡させることである。第二は、君主自身がそこに移住することである。第三は、そこでもどおり法律によってくらすことをゆるし、貢納をもとめ、密接な友好をたもつ寡頭政の政権をつくらせることである。⁽¹⁷⁾

六 自己の武力や力量によって手にいれた新君主国

君主も領土もすべてがあたらしい国家は、力量によって君主になったひとが征服するのは困難だけれども、維持するのは容易である。⁽¹⁹⁾ 征服するときにあたらしい制度をもちこむことがむずかしいためである。⁽²⁰⁾

「武装した預言者はみな勝利をおさめ、そなえない預言者はほろびる。⁽²¹⁾」その好例がサヴォナローラであった。⁽²²⁾

七 他者の武力や運によって手にいれた新君主国

一人の身から、ただ運にめぐまれただけで君主になったひとびとは、勞せずして君位をえても、国家の維持にあたっては、おおいなる苦難にみまわれる。⁽²³⁾ 金銭あるいは他者の好意で国家をゆずられたひとびとも同様である。⁽²⁴⁾ フランチェスコ・スフォルツァは力量によって君主になった実例であり、一人からミラノ公になった。⁽²⁵⁾

ヴァレンティノー公チエーザレ・ボルジアは運によって君主になった実例であり、教皇アレクサンデル六世を父にもつという運にめぐまれて国家を獲得し、運にみはなされて、すなわちアレクサンデル六世の急死によって国家をうしなつた。

八 悪辣な行為によって君主の地位をつかんだひとびと

運や力量にたよらずに一人から君主になる方法は二つある。⁽²⁶⁾ある種の悪辣非道な手段で君位にのぼるものと、一市民が仲間の市民のあとおしで祖国の君位につくものである。⁽²⁷⁾前者において留意すべきは、ある国家をうばいとるとき、征服者が当然すべき加害行為を決然と一気呵成におこない、日々それをむしかえさないことである。⁽²⁸⁾むしかえさないことで人心をやすらかにし、恩義をほどこして民心をつかまなくてはならない。

九 市民型の君主国

市民型の君主国とは、一市民が極悪非道などのゆるしがたい暴力で君主になるのではなくて、ほかの市民のあとおしによって祖国の君位につくものである。⁽²⁹⁾そのさいに貴族の支援をうけて君主の地位についたものよりも、民衆の支持をえて君主になったもののほうが君位を維持しやすい。⁽³⁰⁾前者の君主は自分と対等だともいこむ仲間にとりかこまれるため、気ままに命令したり操縦したりすることができないのにたいして、後者の君主は自由であり、周囲に不服従のものはなく、いてもごく少数だからである。⁽³¹⁾

一〇 君主国の戦力をおしはかる方法

君主国には、君主が有事のときに独力でまもることのできるものと、第三者の支援が必要になるものがある。⁽³²⁾前者は豊富な人的資源や財力によって適切な軍隊をそなえ、いかなる侵略者にたいしても野戦をのぞむことができるものである。後者は野にでて敵と対峙することができず、城塞にひきこもって敵勢をむかえうつものである。

一一 教会君主国

教会君主国すなわちローマ教皇領は、手に入れるのが困難だけれども維持するのは容易である。⁽³³⁾宗教に根ざすふるい伝統的な制度にささえられている強固な体制であって、君主がどうであれ、政権の維持はゆるがないからである。

一二 傭兵軍

国家の重要な土台となるのは、よい法律とすぐれた武力である。⁽³⁴⁾後者があつてはじめて、前者がありうる。⁽³⁵⁾君主が国をまもる戦力には自国軍・傭兵軍・外国支援軍・混成軍がある。⁽³⁶⁾傭兵軍は無益で危険である。傭兵が戦場にとどまるのは、わずかな給料のためだけであり、戦争をしないうちは兵士でありたがるけれども、戦争になるとにげるか、きえさるからである。イタリアの没落の原因は、長年にわたって傭兵軍に期待してきたことであつた。⁽³⁷⁾

一三 外国支援軍・混成軍・自国軍

外国支援軍も無益である。⁽³⁸⁾これはほかの有力君主に軍隊の支援や防衛をもとめるものである。外国支援軍が敗北すれば、それをまねいたものは破滅し、前者が勝利すれば、後者はそれに従属せられる。⁽³⁹⁾

傭兵と自国兵からなる混成軍は、外国支援軍・傭兵軍にまさるけれども自国軍よりもおとる。⁽⁴⁰⁾家臣・市民あるいは自分の庇護するひとびとが組織する軍勢力をさす。⁽⁴¹⁾

一四 軍備にかんする君主の責務

君主は、戦争と軍事上の制度・訓練のみを目的・関心事・職務としなければならない。⁽⁴²⁾武力のあるものが武力をもたないものにすすんで服従したり、後者が前者にかこまれて安閑としていられたりすることは、ありえなかった。⁽⁴³⁾

一五 君主の毀誉褒貶

君主は悪徳を行使しないと政権を維持することができないばあい、悪評をかまわずうけるのがよい。⁽⁴⁴⁾美徳とみえても、それをするとな身の破滅に通じることがあり、悪徳のようにみえても、それをおこなうことによって自身の安全と繁栄をもたらすばあいがあるからである。

一六 鷹揚さと吝嗇

英邁な君主は、吝嗇であるという評判をすこしも気にかけてはならない。⁽⁴⁵⁾ 君主の節約心によって歳入が十分にたいて外敵から自分をまもることができ、民衆に負担をかけずに戦争を遂行しうる人物だとしられれば、やがて鷹揚だという評判をえるためである。

一七 冷酷さとあわれみぶかさ／おそれられることと愛されること

君主は自分の領民を結束させ忠誠をちかわせるために、冷酷であるという悪評をなんら気にかけるべきでない。⁽⁴⁶⁾ あまりにあわれみぶかくて混乱をまねき、やがて殺戮や略奪をほしいままにする君主にくらべれば、冷酷な君主は、たまにみせしめの残酷さをしめすだけで、ずっとあわれみぶかい人物になるからである。

君主は愛されるよりも、おそれられるほうが安全である。⁽⁴⁷⁾ 人間はおそれているひとよりも、愛情をかけてくれるひとを容赦なく傷つける。⁽⁴⁸⁾ 人間はよこしまなので、自分の利害次第で「恩義の絆でむすばれた愛情」を簡単にたちきるけれども、おそれているひとにたいしては「処刑の恐怖」をいだくので、みはなすことがないからである。⁽⁴⁹⁾

一八 君主はどのように信義をまもるべきか

戦闘に勝利するには「法律」と「力」が必要である。⁽⁵⁰⁾ 前者は「人間」に、後者は「野獣」に、それぞれ固有

のものである。君主は両者をたくみにつかいわけることが肝心である。後者については、とくに「狐」と「ライオン」にまなぶようにしなければならない。⁽³¹⁾ 策略の罠におちいらないためには、狐でなければならず、狼から身をまもるには、ライオンでなければならぬからである。

名君は信義をまもるのが自分に不利をまねくとき、あるいは約束したときの動機がすでになくなったとき、信義をまもることはできないし、そうするべきでもない。人間は邪悪で、約束を忠実にまもるものでないから、自分も他者にそうする必要はない。

一九 君主が軽蔑・憎悪されるのを回避する方法

君主は臣下の財産や女性に目をつけ略奪して、うらまれることを自戒しなければならない。⁽³²⁾ また、気がかわりやすく軽薄・柔弱・臆病であつて決断力がないとみられて、軽蔑されることを警戒しなくてはならない。⁽³³⁾

二〇 城塞は有益か有害か

君主は国家をより安泰にしようとして城塞をきずくことがあつた。⁽³⁴⁾ これは反乱をくわだてるものの急襲にそなえて安全な避難所を確保するためであつた。しかし、城塞がなければ国家をうばわれる心配がないと判断して、それを破壊した例もある。⁽³⁵⁾ したがって、国外の勢力よりも自国の領民をおそれる君主は築城すべきである。⁽³⁶⁾ 後者よりも前者をおそれる君主はそれを断念すべきである。

二一 君主が衆望をあつめる方法

君主が衆望をあつめるには、戦争をおこなって、みずからがたくいまれな手本をしめすことが必要である。⁽⁵⁷⁾

二二 君主が側近にえらぶ秘書官

君主よりも自分のことをかんがえる人物は、よい秘書官でない。⁽⁵⁸⁾ 国家を託された人物はつねに君主の身をおもうでなければならない。⁽⁵⁹⁾

二三 追従者をさける方法

君主は国内から幾人かの賢人をえらびだして、かれらにだけ自由に真実をはなすことをゆるし、率直にはなせばなすほど歓迎されることをくみとってもらえるように対応しなければならぬ。⁽⁶⁰⁾ そうしなければ、追従者のために没落することとなる。⁽⁶¹⁾

二四 イタリアの君主が領土をうしなつた理由

イタリアの君主が領土をうしなつた理由は「軍事面での弱点」⁽⁶²⁾ すなわち傭兵軍に期待してきたことであつた。

二五 運命は人間の行動にどれほどの力をもつか／運命にたいしてどのような

抵抗したらよいか

「運命」が人間活動の半分をおもいのままに裁定しえたとしても、あとの半分が半分ちかくは人間の「自由意志」が支配しうる。⁽⁶⁵⁾ 運命に全面的に依存する君主は、運命が変化すれば滅亡する。⁽⁶⁶⁾ けれども、自分の行動を時勢にあわせて変更したひとは成功する。⁽⁶⁶⁾

二六 イタリアを手中におさめて外敵から解放することの奨励

イタリアはどん底にあり、指導者も秩序もなく、うちのめされ、まるはだかにされ、ひきさかれ、ふみにじられ、ありとあらゆる荒廃にたえている。⁽⁶⁶⁾ マキアヴェッリはこうした野蛮な外敵の残酷さと横暴からイタリアを救出するものとして、メデイチ家に期待した。⁽⁶⁷⁾

おわりに

マキアヴェッリの認識によれば、すべての人間はよこしまなものであった。⁽⁶⁸⁾ そこには、アリストテレスのよう
に人間を「ポリス的動物」とみなす観念が欠如している。⁽⁶⁹⁾ しかし『デイスコルシ』には古代ローマの共和政

にたいする好意的な記述がみられる。マキアヴェッリはその国家を広大な領土へひろげていくローマを、狭小な国土にその版図をおさえておくスパルタ・ヴェネツィアよりもたかく評価した。⁽⁷⁰⁾人間のことがらはすべて流転してやまないものであり、のぼり坂にあるか、くだり坂にあるかのどちらかしかりえない。後者は「必要(necessità)」にせまられて拡大しなければなくなると、国家の基礎がゆらいで崩壊するであろう。また、共和国では君主国とちがって、恣意的でない基準にしたがって名誉と報償をえる「自由な生活」が可能になる。⁽⁷¹⁾共和政をしく国家の目的は領土の拡大と自由の維持にある。⁽⁷²⁾共和国の目的をその拡大に設定したマキアヴェッリの政治理論は、軍事力を重視するものであった。現代では、かれの政治思想を共和主義あるいはシヴィック・ヒューマニズムの文脈に位置づける研究がみられるけれども、君主にたいして「狐」と「ライオン」にまなぶことをすすめるマキアヴェッリとはことなる人間観を有する「倫理的な」シヴィック・ヒューマニズムがジャン・ジャック・ルソーのなかにみいだされることや「帝国」へとむかうような軍事的拡張主義にたいする批判的視角をもたなければならぬことを看過してはならないであろう。⁽⁷⁴⁾

マキアヴェッリの国家は、被治者をふくまない権力機構としての国家であって、それをふくむ人的団体としての国家とはことなっていた。⁽⁷⁵⁾ジャン・ボダンやゲオルク・ヴィルヘルム・フリードリヒ・ヘーゲルの国家論は前者の系譜に、トマス・ホッブズ、ジョン・ロック、ルソーの国家論は後者の系譜に、それぞれ属する。

フランスでは一五六二年から旧教徒と新教徒(ユグノー)が対立するユグノー戦争がつづいていた。アンリ四世(在位一五八九・一六一〇年)は王位につくと新教から旧教に改宗し、一五九八年にナントの王令でユグノーに大幅な宗教の自由をあたえてユグノー戦争を終結させ、国家としてのまとまりを維持し、絶対王政を確立する。こうした状況のなかでボダンは『国家論』(一五七六年)において「主権」論を展開する。主権とは「国家の絶対的にして永続的な権力」⁽⁷⁶⁾である。それが具体的に意味するのは立法権であり、宣戦布告・講和締

結権、終審裁判権、最上級官職保有者任免権、課税権、恩赦権、貨幣鑄造権、忠誠誓約要求権は立法権に包含される。⁽⁷⁾ 臣民全員か一部の個人に法を付与しうる君主が、自分よりも高位か対等のものから法をうけとるならば、もはや主権者ではありえなかった。ボダン⁽⁸⁾は主権者と臣民の完全な分離を前提としつつ、法を主権者からの一方的命令として把握している。ボダンのぞましいとみなした主権者は君主であった。国家の最大の要諦すなわち主権という権力は厳密にいうと、君主政においてのみ存続しうる。⁽⁹⁾ 一国において主権者は一人でしかありえないからである。

ボダンの主権論はのちに王権神授説というかたちで流布することとなる。現代でもさまざまな内憂外患がたえないけれども、権力機構としての国家ではなくて、人的団体としての国家として対応していく必要がある。

* 本稿は、本学通信教育部の二〇一七年度夏期面接授業科目「人間論」で配布した資料の一部に加筆して作成したものである。講義の機会をあたえてくださった先生がたと、講義しやすい環境をととのえてくださった職員のかたがたと、熱心な受講態度によって刺激をあたえてくれた学生諸君に感謝もうしあげる次第である。

(Endnotes)

- (1) Ridolfi, Roberto, *Vita di Niccolò Machiavelli*, 3. ed. italiana accresciuta, Pt. 1 (Firenze : Sansoni, 1969), pp. 16-17, 須藤祐孝訳『マキアヴェッリの生涯』(岩波書店、二〇〇九年) 一一・一四頁。
- (2) *Ibid.*, p. 26, 一二二頁。
- (3) *Ibid.*, pp. 32-33, 二七頁。
- (4) *Ibid.*, p. 257, 一二三二頁。

- (5) Machiavelli, Niccolò. *Il principe*, a cura di Mario Martelli. *Edizione nazionale delle opere di Niccolò Machiavelli*, V/1 (Roma : Salerno, 2006), p. 63. 池田廉訳『君主論』『マキアヴェッリ全集1』(筑摩書房、一九九八年)六頁。
- (6) *Ibid.*, pp. 63-65.
- (7) *Ibid.*, p. 65.
- (8) *Ibid.*, p. 67. 七頁。
- (9) *Ibid.*, pp. 69-70.
- (10) *Ibid.*, pp. 70-71. 七・八頁。
- (11) *Ibid.*, p. 71. 八頁。
- (12) *Ibid.*, p. 100. 一六頁。
- (13) *Ibid.*, p. 105. 一七頁。
- (14) 厚見恵一郎『マキアヴェッリの拡大的共和国…近代の必然性と「歴史解釈の政治学」』(木鐸社、二〇〇七年)三六九頁。
- (15) 鹿子生浩輝『征服と自由：マキアヴェッリの政治思想とルネサンス・フィレンツェ』(風行社、二〇一三年)一八〇頁。
- (16) Machiavelli, N., *Il principe*, p. 107. 池田訳一八頁
- (17) *Ibid.*, p. 108.
- (18) *Ibid.*, p. 111. 一九頁。
- (19) *Ibid.*, p. 117. 二一頁。
- (20) *Ibid.*, pp. 117-118.
- (21) *Ibid.*, p. 119. 二二頁。
- (22) *Ibid.*, p. 120.
- (23) *Ibid.*, p. 123. 二三頁。

- (24) *Ibid.*, p. 124.
- (25) *Ibid.*, p. 127. 一四頁。
- (26) *Ibid.*, pp. 149-150. 二九・三〇頁。
- (27) *Ibid.*, p. 150. 三〇頁。
- (28) *Ibid.*, p. 161. 三三頁。
- (29) *Ibid.*, p. 163.
- (30) *Ibid.*, p. 164. 三四頁。
- (31) *Ibid.*, pp. 164-165.
- (32) *Ibid.*, p. 171. 三七頁。
- (33) *Ibid.*, p. 175. 三八頁。
- (34) *Ibid.*, p. 182. 四一頁。
- (35) *Ibid.*, p. 183.
- (36) *Ibid.*, p. 184.
- (37) *Ibid.*, pp. 184-185.
- (38) *Ibid.*, p. 197. 四五頁。
- (39) *Ibid.*, p. 198. 四六頁。
- (40) *Ibid.*, p. 205. 四八頁。
- (41) *Ibid.*, p. 207.
- (42) *Ibid.*, pp. 209-210. 四九頁。
- (43) *Ibid.*, p. 211.
- (44) *Ibid.*, p. 218. 五二頁。
- (45) *Ibid.*, p. 221. 五三頁。

- (46) *Ibid.*, p. 227. 五五頁。
- (47) *Ibid.*, p. 228. 五六頁。
- (48) *Ibid.*, p. 230.
- (49) *Ibid.*, pp. 230-231
- (50) *Ibid.*, p. 235. 五八頁。
- (51) *Ibid.*, p. 236.
- (52) *Ibid.*, p. 243. 六一頁。
- (53) *Ibid.*, p. 244.
- (54) *Ibid.*, p. 277. 七二頁。
- (55) *Ibid.*, pp. 278-279.
- (56) *Ibid.*, p. 279. 七三頁。
- (57) *Ibid.*, p. 280.
- (58) *Ibid.*, pp. 291-292. 七七頁。
- (59) *Ibid.*, p. 292.
- (60) *Ibid.*, pp. 293-294. 七八頁。
- (61) *Ibid.*, p. 294. 七八・七九頁。
- (62) *Ibid.*, p. 298. 八〇頁。
- (63) *Ibid.*, p. 302. 八一・八二頁。
- (64) *Ibid.*, p. 304. 八二頁。
- (65) *Ibid.*, pp. 304-305.
- (66) *Ibid.*, p. 312. 八五頁。
- (67) *Ibid.*, pp. 313-314.

- (68) Id., *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, a cura di Francesco Bausi, *Edizione nazionale delle opere di Niccolò Machiavelli*, V/2, T. 1 (Roma : Salerno, 2001), p. 30. 永井三明訳『デイスコルシ』『マキアヴェッリ全集 2』(筑摩書房、一九九九年)二〇頁。
- (69) 佐々木毅『マキアヴェッリの政治思想』(岩波書店、一九七〇年)一六八・一六九頁。
- (70) Machiavelli, N., *Discorsi sopra la prima deca di Tito Livio*, pp. 47-49. 永井訳三〇・三二頁。
- (71) *Ibid.*, pp. 101-102. 五九頁。
- (72) *Ibid.*, p. 149. 八六頁。
- (73) 佐々木『マキアヴェッリの政治思想』一九〇頁。
- (74) 小林正弥「共和主義研究と新公共主義：思想史と公共哲学」田中秀夫・山脇直司編『共和主義の思想空間：シヴィック・ヒューマニズムの可能性』(名古屋大学出版会、二〇〇六年)五〇五・五一四頁。
- (75) 福田歓一『政治学史』『福田歓一著作集第三卷』(岩波書店、一九九八年)二一九頁。
- (76) Bodin, Jean, *Les six livres de la République*, texte revu par Christiane Frémont, Marie-Dominique Couzinet, Henri Rochais, liv. 1 ([Paris] : Fayard, 1986), p. 179. Id., *Les six livres de la République = De Republica libri sex*, première édition critique bilingue par Mario Turchetti, liv. 1 ([Paris] : Classiques Garnier, 2013), p. 444.
- (77) 平野隆文訳『国家論』宮下志朗・伊藤進・平野隆文編訳『フランス・ルネサンス文学集一』(白水社、二〇一五年)一七五頁。Id., *Les six livres de la République*, p. 309. Id., *Les six livres de la République = De Republica libri sex*, pp. 698, 700. 一八五頁。清末尊大『ジャン・ボダンと危機の時代のフランス』(木鐸社、一九九〇年)一八四・一八五頁。
- (78) 佐々木毅『主権・抵抗権・寛容：ジャン・ボダンの国家哲学』(岩波書店、一九七三年)一〇二頁。
- (79) Bodin, J., *Les six livres de la République*, texte revu par Christiane Frémont, Marie-Dominique Couzinet, Henri Rochais, liv. 6 ([Paris] : Fayard, 1986), p. 178.